

## 湖西市こども計画（案）パブリックコメント応募意見と市の考え方

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
11	統計からみる現状 (2)出生の状況①出生数の推移	年度ではなく、年ではないか？	横軸は「年」が正当です。訂正いたします。	こども政策課	有
		平成27年、平成31年と記載がある一方で、その他は年度と記載されている。集計期間が異なるものを比較しても意味がない。どちらかに統一すべきでは？	横軸は「年」が正当です。訂正いたします。	こども政策課	有
		なぜ令和3年までしか記載がないのか？9ページの「統計からみる現状（1）人口の状況」では令和5、6年までのデータが記載されており、19ページの「⑦乳児家庭全戸保育事業」においても、令和5年度までの出生数が記載されている。統計データがあるにも関わらず、令和3年までしか記載がないのは「①出生数の推移」のみである。正しく現状を把握するためには可能な限り最新のデータを参考にすべきではないか？なお、湖西市のホームページ上に公開されている「令和5年度版湖西市統計書」によると令和4年は出生数305名、令和5年は出生数322名であり、令和5年は増加に転じている。この増加に転じていることについて慎重に分析しないと、今後計画と実績が乖離することになる。その分析結果についてもご記載願いたい。	平成29年～令和5年までの最新情報に訂正いたします。	こども政策課	有
13	統計からみる現状 (5)保育園・幼稚園の現状 ①保育園・こども園(保育部分)等入園児童数の推移	0歳児が21～43名であるが間違いではないか？令和6年度第2回湖西市子ども・子育て会議における子ども・子育て支援事業計画必須項目調査票を確認しても令和元年から令和6年度までの0歳児の実績は73～92名である。	ここでは、出典として記載しているとおり、各年度4月1日現在の状況を示しています。子ども・子育て会議の資料は、各年度3月末現在の実績を集計しています。	幼児教育課	無
		令和2年度の1・2歳児の入園児童数が284名となっている。一方、令和6年度第2回湖西市子ども・子育て会議の「子ども・子育て支援事業計画必須項目調査票」によると同実績は、352名と記載されている。どちらが正しいのか？仮にどちらも正しいのであれば、なぜ、「子ども・子育て支援事業計画必須項目調査票」と異なる指標/数値を本計画にわざわざ載せているのか？PDCAサイクルを回すための「C:Check」の指標である「子ども・子育て支援事業計画必須項目調査票」の指標と異なる指標を掲載するのであれば、少なくとも両方記載すべきではないか？	ここでは、出典として記載しているとおり、各年度4月1日現在の状況を示しています。子ども・子育て会議の資料は、各年度3月末現在の実績を集計しています。 本項目は、「統計からみる現状」を示すもので、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理は、子ども・子育て会議で審議しています。計画書では紙面の都合上、併記はしていません。	幼児教育課	無
		令和元年度から記載しているが、トレンドが変化する状況下では、正しく現状を把握できない。平成26年度から記載すべきでないか？平成26年度からのトレンドをみると、1・2歳児の利用実績のピークは平成27年度の334名であり、以降、減少傾向にある。令和3年度から増加に転じるもの未だ平成27年度の実績を超えておらず、湖西市は平成27年度以降、1・2歳児の入園児童数を増加させるどころかむしろ減少させていることが分かる。どうしてそうなったかを分析したうえで、計画に反映させて頂きたい。	本項目では、「統計からみる現状」を示しており、他の項目と併せて令和元年度以降の状況を掲載しています。 子ども・子育て支援事業計画（第5章）では、こども家庭庁が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』に沿って、算出をしています。	幼児教育課	無
41	計画の基本理念	ずっとしあわせ♡こさい としていますが、「しあわせ」の感じ方は人それぞれであり、人生は山あり谷あり「ずっとしあわせ」な状態が続くことはありません。また、子ども時代につらいことやストレスを受けたことをどのようにコントロールし、対処していく力（人間力）を身につける大切な時期です。与えられた幸せで満足することなく、自分の人生を切り開く力強い言葉を理念にしていただけたらと思います。	こども基本法において、市町村こども計画が勘案すべきとされている「こども大綱」には、目指す社会の姿として「こどもまんなか社会」が示されており、これをこどもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）であることと説明しています。基本理念の「ずっとしあわせ」は、この「ウェルビーイング」をこどもにもわかりやすく訳した表現とし、法律、こども大綱に則した基本理念としました。	こども政策課	無
49	湖西少年少女発明クラブ	湖西市が進めるものづくりの大切さを学べるクラブですが、教育委員会との連携がとれていないようです。部活動の地域移行の話が進んでいますが、湖西少年少女発明クラブの活動が部活動の活動として認められ、内申書などにも記載されたら良いと思います。縦割り行政の弊害を感じますので、ご検討よろしくお願ひいたします。	湖西市の中学校部活動地域移行においては、まずは現存する部活動で休日の活動を地域に展開していくことを目指しております。湖西市少年少女発明クラブは、子どもたちがモノづくりの魅力に触れる大変貴重な活動と捉えております。教育委員会としても、関係各所と情報共有しながら、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境整備に努めてまいりたいと思います。 また、公立高等学校入試の資料となる調査書では、現在でも「諸活動の記録」という欄に、校内の部活動に限らず学校外での文化的活動や体育的活動、ボランティア活動などの顕著な実績を記入しています。	学校教育課	無
57	医療的ケア児保育	医療的ケア児の保護者に寄り添った対応をお願いいたします。前例がないからできない、対応しませんではなく、できるところから連携し、課題解決に向けて一緒になって考えてほしいと思います。	医療的ケア児の症状は、ひとりひとり異なります。これまでにも公立園での受入れ実績はありますが、保護者をはじめ、主治医、訪問看護、保健師、園医、園看護師など関係者・機関と連携していきます。	幼児教育課	無
59	こども家庭センターによる相談支援	担当課がこども未来課になっていますが、教育委員会や地域福祉など様々な課と連携、強化していく必要があると思います。行政の力が必要な案件が多く、なにより子どもを守る砦です。縦割りの壁を感じさせない取組を期待します。	ご意見のとおりこどもを守るセンターとしての役割を担っていきたいと考えています。既に他部署や医療機関、児童相談所、警察、サービス事業所などケースにあわせた連携を実施しており、今後もより一層強化していきます。関係機関との連携を通して虐待などの早期発見や予防に努めています。	こども未来課	無

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
69	保育教諭、幼稚園教諭等の人才確保	人材確保の投資に期待します。保育士や養護教諭を対象とした奨学金制度や報酬アップなど湖西市独自の支援をして、確保していく必要があると思います。	ご意見として参考にさせていただきます。	幼児教育課	無
70	(2) 学童期・思春期	湖西市内に通いたい高校がないという話をよく耳にします。  湖西市の工業に強みをもつ地域特性を活かし、隣の浜松からでも通学したいと思うような先進的な工業高校を設置すべきと考えます。新居高と湖西高を統合してどちらか空いた校舎に湖西工業高校を新設するべき。	新居高校および湖西高校は県立高校であり、その設置や統廃合に関する決定権は県に属するため、市が直接関与することはできません。 その一方で、市としては地元企業と高校との連携を図ることで、地元の強みである工業分野やモノづくり人材の育成を支援する取り組みを進めています。また、令和6年度からは地元企業の協力のもと、新居高校において次世代モノづくり人材育成を目的とした新たな授業支援がスタートし、高校の魅力を高めています。 今後も、地元企業や高校と連携しながら、地域の特性を活かした教育環境の充実に努めてまいります。	モノづくり推進室	無
	施策Ⅰ 新しい時代に対応した教育の充実と安全・安心で学びを支える学校づくり	・オンラインにつきましては完全不外出の不登校向けにデータ版が試行されるという事ですが、2026年から不登校向けオンライン授業の全国展開が進むということで、それまでの子たちや外には出られるけどという子達は何で補えば良いのでしょうか？その情報が全国的に見え辛いので湖西はオープンにして欲しい。	静岡県では、仮想空間（メタバース）を活用した不登校支援「しづおかバーチャルスクール」を、令和7年度からの本格運用に向けて、1月より試行しています。また、湖西市では、不登校児童生徒適応指導教室として、チャレンジ教室を開設し、児童生徒の集団への適応力を育み、自立への支援を行っています。 静岡県、湖西市、それぞれのホームページで紹介するとともに、興味・関心のある保護者の方からの問い合わせに対しては、詳細の情報を伝えています。	学校教育課	無
	学校再編	現在、湖西市では小中学の通学校区が住所地番により区分されているが例として中の郷、坊瀬、アメニティ周辺など、自宅から1番近い学校ではなく指定された遠い学校に通わなければならず、徒歩で通う子供はもちろん、送迎する保護者の時間的、金銭的負担になっている為、自由に通学する学校を選択できるように改善を求めます。	湖西市では通学区域と行政区がほぼ一致しており、学校と地域が繋がり教育活動を行っているため、住んでいる行政区と異なる学校に通うことは、教育効果が低くなると考えます。また、自由に通学する学校を選択できるとした場合には、小規模校の児童生徒数がさらに減少する可能性があることから、適正な教育環境を維持することができなくなる場合があります。そのほか、大規模校では教室等の学校施設が不足する場合もあることから、現状の行政区による学校の指定が適当であると考えます。	学校教育課	無
71	事業46 学校における働き方改革や待遇改善、指導・運営体制の充実	・先生達の働き方改革が進められていますが、先生に余裕が無いことで自由に仕事をすると好き勝手仕事をするを履き違え、生徒が窮屈な思いをしない様に整えて欲しい。  改善されれば巡って生徒、子供達に心の栄養を与えられる先生が生まれると思っている。	教職員の働き方改革には、教職員がこれまでの働き方を見直し、自らの授業をみがき、人間性や創造性を高めることで、子どもたちに対して効果的な教育活動を行う目的があります。子どもたちと信頼関係を築き、学びの質により影響があらわれるよう働き方改革を進めていきたいと考えております。	学校教育課	無
		先生達が正しいダイバーシティ＆インクルージョンやアンコンシャスバイアス等の知識を定期的に入れる為PCに送るなど、研修が5分10分で昼ごはんを食べながらでも終わるくらいの短時間で期限が1ヶ月内に観れば良いですよーの余裕だが定期的に知識として必要な内容を見なければならぬシステム導入してください。	①教員の定数は、児童生徒数に基づき決められております。 市教育委員会では、市内各校に1名の用務員を配置し、子どもたち、教員が学校生活を安心して送るために校内の環境整備等に従事しています。他にも教育支援員や通訳員等の職員を任用しております。静岡県からはスクール・サポート・スタッフが各校に1名配置されております。教員が子どもたちと向き合う時間を増やしたり、授業改善をはじめとする教育の質の向上を図ったりするため、従来教員が行っていた事務処理の一部や校舎内の掲示、文書の印刷等の業務を担っております。 また、保護者や地域の皆様に「学習ボランティア」として教育活動のサポートをしていただいている学校もあります。こうした動きが市内全校で実施可能なのかを保護者・地域・学校で協議・研究してまいります。	学校教育課	無
78	事業48 専門家等との連携やICTの活用による支援体制整備	地域コーディネーターの役割はどのになりますか？	現在実施している事業につきまして、計画に掲載させていただきます。	スポーツ・生涯学習課	有
84	こども医療費助成	経済的負担と疾病の早期発見と適切な治療を受けさせることの効果検証はどうされますか？コンビニ受診を促進していませんか？	こども医療費助成は、内容欄に記載のとおり「保護者の経済的負担軽減とこどもの疾病の早期発見と適正な治療」を目的とする制度です。助成を行わない場合の数値的な実績・根拠がないため効果検証を行うことは困難であると考えられますが、適正な受診についてはウェブサイトやチラシなどで周知しています。 当制度は、以前の乳幼児医療費助成制度開始から数えて約27年が経過し、市民に定着したこどもの健康維持に寄与する制度であると考えることから、今後も引き続き適正な制度運営に努めています。	こども政策課	無

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
93	(2) 子どもの人口推計	コーホート変化率法で算出したとのことであるが、コーホート変化率法で0歳児数を推測することは不可能である。どのような方法で推測したか別途記載すべきではないか。	0歳児については、「女性子供比」を用いて算出しています。計画書に補記します。	子ども政策課	有
		第6次湖西市総合計画において、「希望出生率をかなえ、合計特殊出生率は2030年までに1.80となります(同計画19ページより)」と明記されており、2030年までに合計特殊出生率を1.80にする計画となっている。保育量が足りなくなったから増やすでは、出生率は上がらない。順序が逆である。子供が増えても保育園に預けることができる環境を整備するのが先で、その後に出生率が上がる可能性がある。本計画6ページに記載がある通り、湖西市の最上位計画である「湖西市総合計画」と整合性をとるのであれば、合計特殊出生率を1.60～1.80として、出生児数を推計し、出産数増にも対応できる保育計画を作成すべきではないか？整合性をとらないのであれば整合性をとるという6ページの記載は虚偽にならないか？	子ども計画においては、直近である平成31年度～令和6年度の住民基本台帳を元に算出した人口推計の数値を使用し、実態に即したものとなっております。そのため、今期総合計画の将来人口ビジョンとは差異がありますが、幼児教育・保育の提供体制の充実を図っていくという方向性は変わりません。希望する全ての子どもが保育を受けることができるよう、入所待ち児童ゼロを目指し、待機児童対策を進めてまいります。なお、子ども計画には「令和2年度～6年度」と記載しておりましたが、「平成31年度～令和6年度」のデータをもとに算出しておりました。この部分については修正させていただきます。大変失礼いたしました。 子ども・子育て支援法第61条第2項第1号で、市町村は、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して」利用定員等を定めることとされています。 利用定員は現状維持ではなく、未来の人口が現在からどう変わっていくかを想定し、利用定員等を設定しています。 また、第6次湖西市総合計画は「基本構想」を2040年までの13年間として作成していますが、基本構想の実現に向けて5年～4年～4年の「実践計画」を策定し、必要な施策を体系化して方向性を示した具体的な計画を示しています。2021年3月に発行した実践計画第Ⅰ期の計画書に掲載している将来人口ビジョンは既に実状と大きく差異が生じており、2026年から4年間を計画期間とする第Ⅱ期実践計画策定に向け、令和6年度中に新たな将来人口ビジョンを算出することになっています。 未来を予測して施策を推進しつつ、社会情勢の変化や予測との乖離の状況を逐次整理し、柔軟に対応することが必要と考えます。	子ども政策課	無
		令和2年度から6年度の住民基本台帳をもとにコーホート変化率法で計算したが、その結果が一致しない。計算間違いをしているのではないか？コーホート変化率の計算の過程を示し、間違いがないことをご説明願いたい。参考までに下記に計算結果を転記する。（計算結果は省略）	コーホート変化率法で推計する際には、過去の変化率の経過をもとに、将来推計に用いる変化率を設定することになります。今回の推計においては、コロナ禍を踏まえて変化率の変動傾向を捉えた推計を行う観点等から、過去の変化率について単に平均値をとった数値ではなく、線形モデルへの近似を行った数値を用いています。そのため、お示しいただいた平均値による算出とは一致しないものと考えられます。 また、「令和2年度～6年度」と計画に記載しておりましたが、「平成31年度～令和6年度」のデータをもとに算出しておりました。この部分については修正させていただきます。大変失礼いたしました。	子ども政策課	有
95	(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	なぜ1号認定の確保量（定員数）を減らさないのか？過去の湖西市の回答の通り、「湖西市の幼稚教育は行政が担保するという考え方のもと、幼稚園入園を希望する児童の受皿を確実に確保する必要」があるにしても見込みの倍近く、もしくはそれ以上の定員を確保するのは、さすがに多すぎではないか？本計画の確保数が適切であるとするなら、その理由をご説明頂きたい。一方で、足りていない3号認定では、見込みと確保数はほぼ同数となるように計画を立てている、1号の定員確保の考え方と矛盾しないか？3号認定についても、「希望する児童の受皿を確実に確保する必要」があるのではないか？あるのであれば1号と同様に、見込み量をある程度、上回る確保数にすべきではないか？	1号認定について、公立園では配置基準・面積基準から算出した定員を確保量としており、施設的な収容可能数となっています。1号認定の確保量を減少させることで2号認定や3号認定の確保量を増加させることができるわけではありません。	幼児教育課	無
		93ページの「(2)子どもの人口の推計」に記載されているデータをもとに、1・2歳児の保育申込率を計算すると令和7年61.5%,令和8年62.1%,令和9年62.6%,令和10年63.1%,令和11年63.6%と年平均0.5%の増加を認める。一方、第2期湖西市子ども・子育て支援事業計画（以下2期と表記）においては、年1%の増加を計画策定時に想定していたが、実績として令和2年50.9%,令和3年54.9%,令和4年55.2%,令和5年58.4%,令和6年61.1%であり、年平均2.5%増加し、推測の2倍を超えて申込率が増加した。2期の実績と同様に年2%以上の上昇を見込むべきと考えられるが、なぜ実績と比較して8割減として年平均0.5%の増加と推測するのか？その合理的根拠をご説明願いたい。なお、2期においても、今回と同様に過去5年の実績として平成27年35.1%,平成28年36.8%,平成29年38.9%,平成30年41.2%,令和1年48.5%で年平均3.3%増加したデータがあったにも関わらず、年1%の増加として推測したため、推測が大きく誤り、膨大な保育不足を生む一因となった。本計画7ページに記載があるように「E B P Mの浸透に向けた仕組み・体制を整備」するのであれば、過去の実績データを重視すべきではないか？	令和6年2月～3月に実施した就学前児童のすべての保護者を対象とした「湖西市子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果報告書では、『お子様の平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業』について複数回答可で尋ねたところ「幼稚園」との回答が39.3%ありました。 これまで、令和元年10月に幼稚教育・保育の無償化が始まり、令和4年9月から湖西市独自の多子世帯における保育料軽減、令和5年9月から湖西市独自の保育料第2子以降無償化など、保育を取り巻く環境が大きく変化した5年間でした。これらを総合的に考慮して、計画値を推計しています。	幼児教育課	無

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
		93 ページの「(2)子どもの人口の推計」に記載されているデータをもとに、3・4・5 歳児の申し込み率を計算すると令和7 年60.2%, 令和8 年61.2%, 令和9 年62.3%, 令和10 年63.1%, 令和11 年64.2% であり平均1%の上昇である。一方、2 期においては、実績として令和2 年47.8%, 令和3 年51.5%, 令和4 年54.5%, 令和5 年56.6%, 令和6 年59.2% であり、年平均2.8% 増加した。2 期の実績と同様の申込率の上昇を見込むべきと考えられるが、なぜ実績と比較して6~7 割減として年平均1%の増加と推測するのか？その合理的根拠をご説明願いたい。	同上	幼児教育課	無
		見込みと確保がほぼ同数となっている。湖西市で過去に発生した、計画予想外の民間園の閉園や定員減が今後発生する可能性が否定できず、また、保育の量の見込みも上振れする可能性もある。24 年度以降に保育園の人員配置基準が変更され、1 歳児の配置基準が現行の6 名から5 名に変更される。その結果、定員数減とせざる負えない園が発生する可能性もある。確実に充足させるためには余裕をもった確保数にすべきではないか？	いずれも可能性の問題ではありますが、そなうなりような民間園の運営支援をしてまいります。	幼児教育課	無
		令和3 年の鷺津保育園の閉園に当たって、待機児童数を指標として「十分な保育の提供体制が確保される見込みである」「新規受入を停止しても、同小学校区で新規に開園する2 園により、令和4 年4 月の待機児童は解消される見込みである」と説明していた。閉園決定当時、本計画に使用されている、「量の見込み」及び「確保量」で判断すると大幅な不足があったにも関わらず、「量の見込み」及び「確保量」で判断せずに「待機児童数」を用いて判断した。「待機児童数」を用いて保育の提供体制を評価するのであれば、本計画にも待機児童数を入れるべきではないか？入れないのであればその合理的理由をご説明いただきたい。	待機児童数は、各年4 月1 日時点を指標としたものであり、本計画の「量の見込み」及び「確保量」は各年度末の時点を推計したものになります。比較の対象とする時点が異なるため、同列に論じることはできません。 なお、本計画では第5 章の冒頭でも説明しているとおり、「量の見込み」と「提供体制の確保の内容及び実施時期等」を盛り込むものであり、待機児童数を計画するものではありません。	幼児教育課	無
		緊急一時預かりについて 「不足する確保量を補うため、緊急一時預かりの実施を検討します」とあるが、令和6 年度第2 回湖西市子ども・子育て会議における事業実施にあたっての課題今後の展望等に、「年度当初から緊急一時預かり事業を実施することで、保育需要の一部をカバーした」と記載がある。 既に実施しているのではないのか？新規で実施するということか？これまでの緊急一時預かりと何が違うのか（実施する施設を増やす、受け入れ数を増やす等）ご説明頂きたい。	公立こども園で実施している緊急一時預かり事業については、令和5 年度から実施しているところです。今後も実施を予定しているところではありますが、その規模については各年度の申込状況を考慮しながら設定をしていきます。	幼児教育課	無
		令和10 年に保育施設の開園を整備するとのことですが、子どもの数は減り続ける中本当に必要ですか？現状の保育施設管理者と市での問題点など共有はできているのでしょうか。0.1.2歳児のニーズは高くなっていますが、弾力運用や地域枠で対応できないのでしょうか。量を重視し、保育の質が落ちないか心配です。	各年4 月1 日時点の申込みを充足するという目標であれば、保育施設の新設は慎重になる必要があると思います。しかし、子ども・子育て支援事業計画では年度末までの「量の見込み」と「提供体制の確保」を推計しているため、必要性があると計画しています。詳しくはコラム「入所待ち児童の解消に向けて」をご覧ください。 保育施設の新設については、市内全ての認可保育施設が加盟する湖西保育士会の理事会において説明させていただいており、概ねご理解いただいているものと考えています。弾力運用については、各民間園で相当数の受入れをしていただいており、面積基準・配置基準を考慮すると限界があります。また、地域枠を設定できる保育施設は、現在のところ市内にありません。	幼児教育課	無

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
96	入所待ち児童の解消に向けて(保育:0・1・2歳児)	<p>「量の見込み(申込数)から確保量(定員)を引いた数が、保育園の入園を保留となった、いわゆる入所待ち児童の数になります」とあるが、間違いではないか?湖西市議会令和5年6月定例会において教育長から次の通り回答がある。</p> <p>「現状につきましては、4月1日現在における待機児童は令和4年、令和5年ともにゼロでありました。入所保留となつたいわゆる入所待ち児童につきましては、令和4年が41名、令和5年が78名でございます。」。しかし、令和6年度第2回湖西市子ども・子育て会議における子ども・子育て支援事業計画必須項目調査票を参考にし、量の見込み(申込数)から確保量(定員)を引いた数は令和4年、令和5年ともに前述の数にはならない。</p>	ご指摘のとおり、教育長は各年4月1日の状況を説明したものだと考えますが、子ども・子育て会議での報告や子ども・子育て支援事業計画の計画値・実績報告では年度末となり、1年分のズレがあります。	幼児教育課	無
		<p>別途実施した公文書開示請求の結果、判明したが、令和5年度に保育園入園の申し込みをした方の内、保留通知を受け取った人は、332名であった。そのほとんどが0・1・2歳児である。「保育園の入園を保留となつた」児童数の実態を示すには、延べ人数を使用したほうがよいのではないか?0・1・2歳児の保育申込者の約500人のうち、6割は一旦、保留通知を受け取っていることになる。希望したタイミングで入園できていない状況を改善すべきであると考えると、この延べ人数を本計画で使用すべきではないか?</p>	保留通知書は、保護者の希望するタイミングで発行していました。例えば、7月生まれのお子さんの育児休業を延長する場合、1歳の誕生日前に手続きします。この際に最長6か月の延長ができますが、その間も保育施設への入所ができなかった場合、1歳6か月で再度、育児休業の延長手続きが必要となります。同じ児童・保護者が同一年度に複数枚の保留通知書を取得するがあるため、実際の入所待ち児童と保留通知書の発行件数との間に因果関係はありません。	幼児教育課	無
		<p>状況によって待機児童や入所待ち児童の定義自体が変わるので、正しく評価できない。湖西市では待機児童、入所待ち児童いずれにおいても、実務上の明文化した定義は存在しないようである。言葉の定義をしっかりと本計画で示し、過去、未来に渡って整合性のとれるようにしていただきたい。</p>	待機児童とは、国が定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計するもので、湖西市独自で定めることはできません。	幼児教育課	無
		<p>『実際には、計画数値に含むことができないとされている「定員の弾力運用によって」、約60人が民間園の定員を超えて受け入れられ、保育を受けています』と記載がある。「定員」は主に「認可定員」と「利用定員」があり、弾力運用は「利用定員」の弾力運用を指している。すなわち、弾力運用によって「認可定員」を超えて「利用定員」を設定できるということである。</p> <p>湖西市の担当者に念のため確認したが、担当者自体が理解できていないようであったため、下記に厚生労働省のホームページから転記した内容を記す。</p> <p>*【保育所定員の弾力化】</p> <p>保育所定員の弾力化とは、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。</p> <p>平成10年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知)により行われている制度で、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半(10月以後)は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に認められることとされた。</p> <p>0・1・2歳児のうち、1・2歳児について、13ページをみると令和6年度において、定員297名のところを326名と+29名受け入れをしている。0歳児(令和6年度定員92名)については、本案の数値自体が間違っているため、それを用いて評価できないが、湖西市のホームページに記載されている園児数を確認しても90名程度であり、ほぼ認可定員数内に収まっていると考えられる。本当に0・1・2歳児において「認可定員」を60人超えて「利用定員」を設定しているのか?60人を超えて、受け入れていると記載した根拠をご説明頂きたい。</p>	<p>「認可定員」を超えた「利用定員」の設定はできません。</p> <p>令和5年度末の実績として1~2歳児の総定員数298人に対して実在籍数が349人、0歳児の総定員数92人に対して実在籍数が102人でした。</p>	幼児教育課	無
		(前項目の続き)この60人を超えてというのは延べ人数のことではないか?仮に述べ人数であるのなら、前述の②に記載した通り、保留児童も延べ人数で記載すべきでないか?なお、このように本案の数値自体(0歳児の入園児童数等)が間違っていると、湖西市民としてパブリックコメントの意見を適切に検討することができない。	同上	幼児教育課	無

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
	対策1『公立園の定員拡充』	<p>1期・2期の実績によると、湖西市は少なくともこの10年間における3号認定の保育量の需要に対する充足率は0歳で5～8割弱、1・2歳で7割台であり、圧倒的に不足している状況が継続していたことが分かる。これまで繰り返し、各年の振り返りの度に下記の通り（下記＊参照）の定員見直しが言及されていたが、公立園の定員拡充は、保育士の採用が充分にできないこともあり、こども園化以外の方法で、実現することはできなかった。公立園の定員拡充は実現可能性が疑わしい。これまで実現できなかったことを計画として挙げているが、保育士の採用等も含めて、なぜこれまで実現できなかったのか、それをどのように解決するのかをご説明願いたい。</p> <p>*令和2年度から6年度に至るまで3号認定0・1・2歳児の『事業実施にあたっての課題、今後の展望等』を下記の通り議事録から転記した。なお、下記内容は、本計画108ページに記載のPDCAサイクルのA（Action,改善）を示している。令和2年度：2号・3号認定については提供量が需要量に満たないため、定員の見直し、こども園化、企業主導型保育事業の開設等による量の確保に向けて、調整・支援に努める。</p> <p>令和3年度：3号認定については提供量が需要量に満たないため、定員の見直し、こども園化等による量の確保に向けて、調整・支援に努める。</p> <p>令和4年度：3号認定については提供量が需要量に満たないため、定員の見直し、こども園化等による量の確保に向けて、調整・支援に努める。</p> <p>令和5年度：3号認定については、提供量が需要量に満たないため、定員の見直し等による量の確保に向けて、調整・支援に努める。</p> <p>令和6年度：3号認定については、提供量が需要量に満たないため、定員の見直し等による量の確保に向けて、調整・支援に努める。</p>	<p>保育士の募集を継続していますが、なかなか人員確保が困難な状況です。保育士養成学校等への訪問、採用情報の提供、教育実習やインターンシップの積極的な受け入れなどを通じて、必要な人材が確保できるよう今後も努めています。</p>	幼稚教育課	無
	既存の公立園の定員拡充ではなく、なぜ新規公立園の開設をしないのか？	既存の公立園の定員拡充ではなく、なぜ新規公立園の開設をしないのか？繰り返しになるが、湖西市では少なくともこの10年間は保育量が足りない状況が継続していた。これは予測と反して、結果的に発生したことではない。湖西市は閉園によって、保育量が不足することを知りながら、新居保育園（公立）・内山保育園（公立）を令和3年に閉園し、同年に鷺津保育園（公立）の閉園を決定し、令和4年度より同保育園の新規募集を停止した（別途実施した公文書開示請求の結果判明）。これら3園の0・1・2歳児の定員数は100名を超えており、現在の入所待ち児童を充分にカバーできる数であった。老朽化が問題であれば建て替える、耐震性に問題があるのであれば、耐震工事をする、津波の浸水域があるのであれば、移転する等の対応をすべきだったのではないか。現在、鷺津保育園は解体され、跡地は宅地として使用されることが決まっている。このような経緯を含めると、湖西市として責任をもって、公立保育園を建設する、鷺津保育園の跡地の宅地利用を撤回し、保育園用地として民間も含めて活用する等の対応をすべきではないか？	現在、本項でもお示ししているとおり、民間保育施設の新設を計画しています。公立園とは異なる特色ある保育が提供されることを期待しています。	幼稚教育課	無
	対策2『民間保育園の新設』	<p>なぜ小規模保育園（0・1・2歳児のみ）ではなく、100-130人規模の保育園を開園するのか。0・1・2歳児の進級に対応するために3歳児以上の枠を必ず確保しないといけないため、2号認定の定員も同時に増える。その結果、令和10年度の2号認定の定員に72名の余剰ができると本計画においても推測されている。その分無駄な投資となるのか？定員余剰を前提とした開園は、民間園の参入障壁の一つ、もしくは、民間の経営破綻の原因の一因となるのではないか？</p> <p>参考までに保育定員の増員を求める市民に対しての過去の湖西市の回答を下記に転記する。</p> <p>「過剰な保育定員の整備は公立では赤字の拡大、民間では経営破綻の原因となりうるため、状況を注視し、中長期的な視点に立った計画な対応が必要と考えています」 (令和2年度 第17回湖西市子ども・子育て会議より)</p>	<p>小規模保育事業所は、6年保育を実施する保育施設と比較すると圧倒的なニーズの低さがあります。これは、2歳児で卒園し、3歳児で転園しなければいけないことが大きな要因であると考えていますが、結果として、年度当初には小規模保育事業所が選ばれにくい傾向があるため、園経営が非常に難しくなります。子ども・子育て支援事業計画では各年度末の「量の見込み」と「提供体制の確保の内容」を推計していますが、年度初めから年度途中まで定員の空きを見込むことを前提とするものになりますので、小規模保育事業所ではなく、6年保育を実施する保育施設の新設を計画に掲げています。</p>	幼稚教育課	無
	本計画における民間保育園の新設による定員数増加は135人（2号72人、3号63人）となっている。なぜ100～130人規模と下振れすることだけを前提にしているのか？上振れする可能性も同等に考えると100～170人規模と表記すべきではないか？	定員の設定は、今後選定する運営事業者との間で調整して決定していきますが、概ね100～130人規模として計画は策定しています。	幼稚教育課	無	

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
		<p>小規模園で計画案と同規模(0.1.2歳児定員63名)とする場合3園(計57名)もしくは4園(計76名)建設する必要がある。その場合、分散して設置可能となるため、湖西市の各地区に1つずつ設置する等の対応も可能となり、市民が通いやすい場所に建設できる。また、小規模保育園は大きな面積を必要としたため、土地の取得もしやすく、大規模保育園と比べると建設コストも安い。逆に計画案にある100-130人規模の保育園を建設するには広大な面積を必要とするため、建設場所が限られ、1か所に限定されるがゆえに、勤務地や居住地によって送迎距離が長くなる市民が発生し、不公平となるのではないか?</p> <p>広大な土地を必要とするゆえに、調整池の設置や場合によっては日本一厳しい静岡県の盛土条例にも抵触する可能性がある。また、必ずしも園庭を必要としない小規模保育園と比較し、騒音が発生しやすいため、設置が困難になるのではないか。さらに、今後の出生数や申込数の変動により、必要数が増減する可能性がある。小規模保育園を令和8年度より1園ずつ開園する計画であれば、小規模保育園の公募開始は他市の実績をみても開園の1年前程度であるため、その際の需要と供給のバランスをみて柔軟な対応ができる。以上を踏まえると小規模保育園を複数公募する方がよいと考えられる。複数の小規模保育園ではなく、100-130人規模の保育園を設立する合理的な理由をご説明頂きたい。</p> <p>*参考までに過去の湖西市の回答を下記に転記する。</p> <p>「100人程度の保育園ではおよそ4~8億程度の建設費とその後のランニングコスト（運営費）として、1億程度の税金が必要となります。湖西市の令和2年度の当初予算額は217億1000万円でしたので1園を新設するにいかに多額の資金とランニングコストがかかるかがご理解いただけると思います」（令和2年度 第17回湖西市子ども・子育て会議より） *参考までに湖西市内の小規模保育園のランニングコストを下記に転記する。4千万円/園程度であることが分かる</p> <p>湖西市内小規模保育園ランニングコスト(国と県の負担分も含む)。国が1/2、県と市町村が各々1/4ずつ負担。</p> <p>民間保育所等施設型給付</p> <p>A 保育園 42,231千円 B 保育園 35,165千円</p> <p>保育対策事業</p> <p>B 保育園 5,168千円</p> <p>(令和5年度湖西市教育委員会自己点検・評価報告書資料編より)</p> <p>なぜ民間園なのか?一刻も早く入所待ち児童の解消をするには公立の方が公募する期間が不要となり、すぐに構想・設計に着手できる。民間の力を借りるのであれば、保育士の採用等で活用すべきではないか?</p>	<p>民間保育施設の設置場所については、地域間バランスを考慮した場所となるように配慮したいと考えています。</p> <p>小規模保育事業所は、6年保育を実施する保育施設と比較すると圧倒的なニーズの低さがあります。これは、2歳児で卒園し、3歳児で転園しなければいけないことが大きな要因であると考えていますが、結果として、年度当初には小規模保育事業所が選ばれにくい傾向があるため、園経営が非常に難しくなります。</p>	幼児教育課	無
97	①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	見込みの調査方法について疑問があります。一部の施設では高学年はどうせ入れないから申込みをしないよう言わされたという保護者がいました。湖西市として、低学年を優先にいれるのか、定員の都合上高学年は入れないのか地域や施設ごとにバラバラの対応にならないように求めます。長期休暇中だけ利用ができることも、全ての保護者にしっかりと周知しているのでしょうか。ニーズ調査はしっかり行ってほしいです。また、放課後児童クラブに入れなかった家庭のフォローはどうされていますか？子どもが放置されたままでないよう、その他使える制度紹介するなり、家庭内で問題が発生していないか確認をお願いいたします。	<p>・量の見込みについては、子ども・子育てに関するアンケート調査結果を考慮し、潜在的なニーズも想定した上で算定いたしました。</p> <p>・低学年を優先的に受入れるため、定員の都合上利用できない高学年が発生する可能性があります。地域や施設によって優先順位がバラバラにならないよう放課後児童クラブへの指導を徹底します。</p> <p>・長期休暇中だけの利用については、広報とウェブサイトで保護者へ周知していきます。</p> <p>・令和6年度は申込結果通知後、直接市へ相談があったのは1件で、定員に空きのある他クラブを紹介しました。また、クラブを利用できなかった家庭へのフォローとして、夏休み期間中のみの入所案内を送付しましたが、結果として利用者は少ない状況がありました。</p>	教育総務課	無

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
99	②乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込みはどのように計算したのか？計算過程をご説明いただきたい。	こども家庭庁『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版Ver.2）について』において示される基本的な算出式を用いています。 (対象年齢の未就園児数×月一定時間) ÷ 定員一人 1月当たりの受入れ可能時間数	幼児教育課	無
		単位がなぜ人日なのか？本制度が、一人当たり月に最大10 時間であることを考慮すると人時等の方が適切ではないのか？そもそも1 日何時間換算で1 日としているのか？	こども家庭庁『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版Ver.2）について』において示される基本的な算出式を用いています。 1日当たり8 時間を基本とすることとされています。	幼児教育課	無
		量の見込みや確保量について、本計画案の他の項目(例えば④一時預かり事業等)と同じように、年単位の数値なのかと考えてみていたが、令和6 年度第3 回湖西市子ども・子育て会議の議事録を確認すると、1 日単位の値であった。現状の表記に仕方では、他の項目も含めて、年単位なのか、月単位なのか、日単位なのか分からぬ。分かるように表記すべきでは？	こども家庭庁『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版Ver.2）について』において示されている単位を標準として使用しています。	幼児教育課	無
100	④一時預かり事業(幼稚園型)	「想定する必要量を概ね充足する見込み」と記載がある。一方で、26 ページのアンケート結果の「行政に望む子育て支援(幼稚園・保育園・こども園・その他認可外施設に関すること)」の就学前児童の第2 位に「保育園・こども園の一時預かり事業の充実」とある。既に充足しているのであればこのようなアンケート結果とならない。量の見込みはどのような計算したのか？その計算過程をご説明いただきたい。希望をした全ての日程で利用できないのが現状である。実際に保護者が提出した希望日全て利用できた場合や希望する全員が登録して、利用できるとした場合の見込み量なのか？92 ページに記載があるように「国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況と潜在的な利用希望を勘案」することが求められているが、潜在的な利用希望を勘案しているのか？	「想定する必要量を概ね充足する見込み」と記載した本項目は「④一時預かり事業（幼稚園型）」ですが、ご指摘の26ページのアンケート結果での第2位「保育園・こども園の一時預かり事業の充実」とは、「⑤一時預かり事業（幼稚園型を除く）」を指しているものと考えられます。 一時預かり事業（幼稚園型）では幼稚園の在籍児を対象としており、希望するすべての園児の一時預かりを実施できているため、実績を考慮して推計しています。 一時預かり事業（幼稚園型を除く）では保育所等の非在籍児を対象としており、特定の園の特定の日（運動会などの行事日や受入れ枠を充足している場合）に利用できないといったことが起こる可能性はあります、市内の実施園のすべてで利用できないという状況はないと考えています。 第2期の実績とアンケート結果との乖離率を算出し、第3期のアンケート結果に積算して推計しています。	幼児教育課	無
101	⑦病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）	新規開設に期待します。	新規開設に向けて調整していきます。	幼児教育課	無
103	⑩利用者支援事業	なぜ、なぜ利用件数の記載がないのか？どれだけ体制を確保しても利用がないと意味がない。利用件数の見込みや確保量こそ大事なのでは？記載しないのであればその理由をご説明頂きたい。	『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出の考え方』によりますと、子育て中の親子にとってより身近な場所に設置することができるよう、地域の実情に応じて設置量を見込むこととされており、この事業の見込み量及び確保量は利用者支援事業の設置数としました。	こども未来課	無
109	第6章 計画の推進体制 3 計画の評価・改善	「こども政策課を中心として関係各課と連携しながら全庁的な取組を進めるとともに」とあるが、課レベルを中心とした推進体制では全庁的な調整が難しく、対応が現状維持となりやすい恐れはないか？単に市長等の決裁をとるだけでなく、市長を含めた会議体においても、検討・調整をすべきではないか？またそのような会議体での検討・調整を加えることで、現在、不充分な湖西市総合計画との整合性がよりとれるようになるのではないか？ 参考までに浜松市の推進体制を下記に転記する。 2 施策の推進体制（1）推進体制 庁内体制 ● 市長・副市長・関係部長等で構成する会議において、こども・子育て支援及び少子化対策に関する総合的な施策の展開について検討・調整等を行います。	政令市浜松市のような大規模自治体と異なり、湖西市では日常的に所属間でのコミュニケーションが可能なこともあります、こども施策をテーマとした府内連絡会議の設置はしていません。 また、これまで子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行う中でも各部署のこども施策の進捗状況を共有してきたところです。 一方、こども基本法の制定、こども計画の策定など、こども施策を取り巻く環境は変化していますので、こども施策に関する府内組織設立の必要性も含め、こども計画の進行管理やこども施策の推進に関する体制の在り方について、検討を進めています。	こども政策課	無
		「施策の数値目標の他、取組の目標について毎年調査を行い、合議制機関により評価を実施し、改善案を提示します」とあるが、「湖西市子ども・子育て支援事業計画必須項目調査表（教育・保育）」における「事業実施にあたっての課題今後の展望等」の作成に当たって、現状では詳細な分析や検討した公文書は存在しない。湖西市に確認したところ、可能性があるものを対策として挙げただけのことである。改善策について、もっと深く分析して、その内容を含めて、市長を含めた会議体で合議し、湖西市子ども・子育て会議等でフィードバックする仕組みにして頂きたい。	こども計画の進行管理にあたり、これまで改訂の際にしか行っていたアンケート形式の実態調査を毎年行い、市の現状やニーズについて分析・検討できる体制を整備する予定となっています。 府内組織の設立も含め、こども計画の進行管理やこども施策の推進に関する体制の在り方について、検討を進めています。	こども政策課	無
		見直しについて2 期では「必要に応じて計画期間の中間年度を目安に見直しを行います」となっていたが、本計画では「年度ごとに設定した中間目標が達成できていない場合には、その原因を整理し、必要に応じて実施施策や目標の見直しを行います」と記載が変更されている。年度ごとに設定した中間目標が達成できていない場合は、中間見直しのタイミングに限らず、適宜、見直しを行うということか？	こども家庭庁発出の「自治体こども計画策定ガイドライン」では、計画について改善すべき点がある場合には、計画の見直し（部分改訂）を柔軟に行なうことが推奨されています。計画の進行管理を行う中で、実態と著しく乖離していると判断された場合には、目標の数値や時期、計画について柔軟に見直しの検討をします。	こども政策課	無

ページ	項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方、対応	担当課	計画修正
	全体について	<p>子どもの人口推計によって保育量等の施策の確保数を決めるという考えは、現状維持に即して確保数を決めるということである。これは、第6次湖西市総合計画の考え方と反する。第6次湖西市総合計画は未来のあるべき姿をシミュレーションし、そのあるべき姿を目指すものだからである。以下に湖西市ホームページに記載されている内容を転記する。</p> <p>『湖西市では、令和3年度から13年間のまちづくりの指針となる第6次湖西市総合計画を策定しました。この計画は、高齢化が進行していく2040年を節目と捉え、バックキャスト式で計画を構成しています。【バックキャスト式とは】現在から未来を考えるのではなく、未来のあるべき姿を定め、そこを起点に現在を振り返り、今何をすべきかを考える考え方』</p> <p>また、本計画の子育て当事者のビジョンである「親になることに夢や希望を持ち、子育てや子供の成長に安心と喜びを感じることができる」を実現するためにも、現状維持の人口推計ではなく、第6次湖西市総合計画等の長期的な考え方(シミュレーション)に基づいたあるべき姿を基準として見込量を推測した上で、確保数を決めるべきではないか?</p>	<p>子ども・子育て支援法第61条第2項第1号で、市町村は、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して」利用定員等を定めることとされています。</p> <p>利用定員は現状維持ではなく、未来の人口が現在からどう変わっていくかを想定し、利用定員等を設定しています。</p> <p>また、第6次湖西市総合計画は「基本構想」を2040年までの13年間として作成していますが、基本構想の実現に向けて5年-4年-4年の「実践計画」を策定し、必要な施策を体系化して方向性を示した具体的な計画を示しています。2021年3月に発行した実践計画第Ⅰ期の計画書に掲載している将来人口ビジョンは既に実状と大きく差異が生じており、2026年から4年間を計画期間とする第Ⅱ期実践計画策定に向け、令和6年度中に新たな将来人口ビジョンを算出することになっています。</p> <p>未来を予測して施策を推進しつつ、社会情勢の変化や予測との乖離の状況を逐次整理し、柔軟に対応することが必要と考えます。</p>	子ども政策課	無
		<p>2期の振り返りの記載がないのはなぜか?7ページに記載があるように「E B P Mの浸透に向けた仕組み・体制を整備」するのであれば、2期の振り返りをきちんと行ったうえで、計画案を作成し、市民に振り返りの内容と本計画作成内容とのつながりが分かるように記載すべきではないか?改めてこれまでの計画の実績を振り返ってほしい。1期において、例えば1・2歳児の保育の確保量は令和元年に355名確保する予定であったが、実際は281名であった。2期において、1・2歳児の保育の確保量は当初364~366名であった。実際は直近の令和6年では297名であった。確保を見込むも確保量は微増するのみでほとんど変わらない状況を繰り返していることが分かる。なぜこのような事態となったかを分析しなければ、また、同じ事態となるのではないか?振り返りを記載しないのであればその理由をご説明頂きたい。なお、豊橋市(2期計画の第3章 第1期 子ども・子育て応援プランの評価)も同記載がある。なお、このような話をすると定員の弾力運用の話になる可能性があるが、弾力運用は計画予想外の定員減等の備えに使用すべきであり、計画作成時にその話をするのは不適切である。</p>	<p>湖西市こども計画は第2期子ども・子育て支援事業計画の後継計画ですが、5ページに記載しているようにこれまで湖西市で策定していなかったものも含め、様々な計画を包含した新たな計画です。</p> <p>子ども基本法で、勘案すべきとされている静岡県のこども計画である「しづおかこども幸せプラン(案)」も、湖西市こども計画と同様に今回様々な計画を包含して策定されていますが、従前の計画に対する振り返りの記載はありません。</p> <p>第2章に記載した、子ども・若者を取り巻く現在の環境をしっかりと把握・分析しながら、目標達成に向けて着実に、そして実情に合わせて柔軟に対応させながら、事業を進めていきます。</p>	子ども政策課	無
		万が一、出生数の推測の考え方の変更(第6次湖西市総合計画のシミュレーションに基づいた推測への変更等)やコード変化率法による児童数の推定に計算間違い・修正があれば、関連するすべての予測にずれが生じ、本案の前提が崩れてしまう。その場合は、修正版を作成の上、再度、パブリックコメントを実施して頂きたい。	子どもの人口の推計に変更はありません。	子ども政策課	無